

注釈・フランス家族法（14）

田 中 通 裕

目次

- I 序説 (61巻3号)
- II 民法典第1編第5章「婚姻」 (61巻3号, 4号, 62巻2号, 3号)
- III 民法典第1編第13章「民事連帯協約及び内縁」 (62巻4号)
- IV 民法典第1編第6章「離婚」 (63巻2号, 3号, 4号, 64巻1号)
- V 民法典第1編第7章「親子関係」 (64巻2号, 3号, 4号)
- VI 民法典第1編第8章「養親子関係」
 - 第1節 完全養子縁組
 - 第1款 完全養子縁組のために求められる要件
 - 第2款 完全養子縁組のための託置及び完全養子縁組の判決 (以上, 65巻2号)
 - 第3款 完全養子縁組の効果 (以下, 本号)
 - 第2節 単純養子縁組
 - 第1款 求められる要件及び判決
 - 第2款 単純養子縁組の効果
 - 第3節 養親子関係に関する法律の抵触及び外国で言い渡された養子縁組のフランスでの効果

第3款 完全養子縁組の効果 (Des effets de l'adoption plénière)

第355条 養子縁組は、養子縁組の申請の提出の日から、その効果を生じる。

Art. 355 L'adoption produit ses effets à compter du jour du dépôt de la requête en adoption.

本条は、完全養子縁組の効力の発生時を規定する。完全養子縁組がその効力を生じるのは、縁組の申請の提出の日からである。完全養子縁組の対象となった子がその出生からフランス国籍を取得する（⇒20条参照）のは、その例外である。

第356条 ①養子縁組は、子にその元の親子関係に代わる親子関係を付与する。養子は、第161条から第164条に規定される婚姻の禁止を留保して、その血縁による家族に属することを止める。

②（1976年12月22日の法律第1179号）«ただし、配偶者の子の養子縁組は、この配偶者及びその家族に関しては、元の親子関係を存続させる。この養子縁組は、その余については、夫婦双方による養子縁組の効果を生じる。»

Art. 356 L'adoption confère à l'enfant une filiation qui se substitue à sa filiation d'origine: l'adopté cesse d'appartenir à sa famille par le sang, sous réserve des prohibitions au mariage visées aux articles 161 à 164.

(*L. n° 76-1179 du 22 déc. 1976*) «Toutefois l'adoption de l'enfant du conjoint laisse subsister sa filiation d'origine à l'égard de ce conjoint et de sa famille. Elle produit, pour le surplus, les effets d'une adoption par deux époux.»

[一] 完全養子縁組は、養子とその元の家族との関係を完全に切断するのが原則である。しかし、その例外として、元の家族との間に存在した血族関係、姻族関係に基づく近親婚の禁止（⇒161条～164条）は存続する（本条1項）。

また、配偶者の子を養子にする場合には、養親の配偶者とその家族に関しては、元の親子関係が維持される（本条2項前段）。したがって、子は夫婦の一方に関して実親子関係を有し、他方に関しては養親子関係を有することになる。この養子縁組は、その他に関しては、すなわち氏や親権に関しては、夫婦双方による養子縁組の効力を発生させる（本条2項後段）。この規定は婚姻カップルについてのみ適用される。内縁関係にある者（*concubin*）の子を養子とする場合には本項は適用されないから、内縁の一方との実親子関係は消滅する。したがって、この場合には単純養子縁組が望ましいといわれる。

[二] 養子とその元の家族との関係の完全な切斷の原則にもかかわらず、判例 (Civ. 1^{re}, 5 mai 1986, D. 1986. 496; RTDC. 1986. 736) は、「A・B夫婦の子Cは、母Bが死亡したためBの母 (Cの祖母) Dによって一定期間育てられた。その後、AがEと再婚し、EがCを完全養子とした」事案において、DにCに対する訪問権 (droit de visite) を承認する。

第357条 ①養子縁組は、子に養親の氏を、(2002年3月4日の法律第304号により削除) «及び夫婦双方による養子縁組の場合には夫の氏を»付与する。

② (2002年3月4日の法律第304号) «夫婦双方による養子縁組の場合には、子に付与される氏は、第311条の21に挙示される規則を適用して決定される。»

③裁判所は、一人又は二人の養親の請求に基づいて、子の名を変更することができる。

④ (2002年3月4日の法律第304号) «養親が妻又は夫である場合には、裁判所は、養子縁組の判決において、養親の請求に基づいて、その配偶者の氏が配偶者の同意を留保して子に付与されることを決定することができる。裁判所は、また、養親の請求に基づきかつその配偶者の同意を留保して、子に夫婦によって選択された順序で、かつ夫婦のそれぞれにつき一つの家族の氏を限度として結合された夫婦の氏を付与することができる。»

⑤«養親の夫又は妻が死亡した場合又はその意思を表明することができない場合には、裁判所は、死亡した者の相続人又はその最も近い相続権者に諮問した後専断的に判断する。»

Art. 357 L'adoption confère à l'enfant le nom de l'adoptant (*Abrogé par L. n° 2002-304 du 4 mars 2002*) «et, en cas d'adoption par deux époux, le nom du mari».

(L. n° 2002-304 du 4 mars 2002) «En cas d'adoption par deux époux, le nom conféré à l'enfant est déterminé en application des règles énoncées à l'article 311-21.»

Sur la demande du ou des adoptants, le tribunal peut modifier les prénoms

de l'enfant.

(L. n° 2002-304 du 4 mars 2002) «Si l'adoptant est une femme mariée ou un homme marié, le tribunal peut, dans le jugement d'adoption, décider, à la demande de l'adoptant, que le nom de son conjoint, sous réserve du consentement de celui-ci, sera conféré à l'enfant. Le tribunal peut également, à la demande de l'adoptant et sous réserve du consentement de son conjoint, conférer à l'enfant les noms accolés des époux dans l'ordre choisi par eux et dans la limite d'un nom de famille pour chacun d'eux.

«Si le mari ou la femme de l'adoptant est décédé ou dans l'impossibilité de manifester sa volonté, le tribunal apprécie souverainement après avoir consulté les héritiers du défunt ou ses successibles les plus proches.»

本条は、完全養子縁組の場合における養子の氏を規定する（単純養子縁組の場合における養子の氏については⇒363条）。養子は、個人縁組（adoption individuelle）（⇒343条の1）の場合には、養親の氏を取得する。子を養子にしたのが夫婦である場合には、養子は夫婦によって選択された氏を取得する（本条2項）（⇒311条の21）。なお、養親が夫のみまたは妻のみの場合には、裁判所は、その配偶者の氏を養子に与えることができる（配偶者の同意を得ること、またはその相続人の意見を聞くことなどが求められる—本条4・5項）。この場合には、裁判所は複合氏を子に付与することもできる（本条4項）。

第357の1条（2002年3月4日の法律第304号）①第311条の21の規定は、フランスにおいて完全養子縁組の効果を有する外国で適法に言い渡された養子縁組の対象である子に適用される。

②養親は、養子縁組の判決の謄記の申請の際に、この謄記が行われなければならない地の共和国検事に送付される申述によって、この条文によってそれらの者に開かれている選択を行う。

③養親が外国の養子縁組判決の執行承認を求めるときには、養親は、その請求に選択の申述を付加する。この申述は、判決の中に記載される。

④選択された氏の記載は、共和国検事の請求により子の出生証書の中において行われる。

Art. 357-1 (*L. n° 2002-304 du 4 mars 2002*) Les dispositions de l'article 311-21 sont applicables à l'enfant qui a fait l'objet d'une adoption régulièrement prononcée à l'étranger ayant en France les effets de l'adoption plénière.

Les adoptants exercent l'option qui leur est ouverte par cet article lors de la demande de transcription du jugement d'adoption, par déclaration adressée au procureur de la République du lieu où cette transcription doit être opérée.

Lorsque les adoptants sollicitent l'*exequatur* du jugement d'adoption étranger, ils joignent la déclaration d'option à leur demande. Mention de cette déclaration est portée dans la décision.

La mention du nom choisi est opérée à la diligence du procureur de la République, dans l'acte de naissance de l'enfant.

本条は、「フランスにおいて完全養子縁組の効果を有する外国で適法に言い渡された養子縁組」の対象となった子の氏について規定する。

第358条 養子は、養親の家族において、(2002年3月4日の法律第305号) «その親子関係が本編第7章の適用によって確立される»子と同一の権利及び同一の義務を有する。

Art. 358 L'adopté a, dans la famille de l'adoptant, les mêmes droits et les mêmes obligations qu'un enfant (*L. n° 2002-305 du 4 mars 2002*) «dont la filiation est établie en application du titre VII du présent livre».

本条は、完全養子縁組の対象となった子が実子と同じ地位に置かれることを規定する。したがって、子を養子にしたのが夫婦である場合には、夫婦が親権を共同で行使する(⇒372条1項)。氏については⇒357条参照。

財産的側面においても同様であり、扶養義務(obligation alimentaire)の規定(⇒203条, 205条)は、実子の場合と同様に、養子と養親およびその直系尊属との間に適用される。養子は、完全に養親の家族に組み込まれるのであり、

養親のみならず養親の家族に関しても相続権をもつ。

第359条 養子縁組は、撤回することができない。

Art. 359 L'adoption est irrévocable.

[一] 本条は、完全養子縁組の撤回（離縁）不可能性（irrévocabilité）を規定する。単純養子縁組が撤回可能である（⇒370条以下）のと対照的である。したがって、重大な理由が存在しても、単純養子縁組のように撤回はできない。養親が親としての義務を果たさない場合は、実親子関係の場合と同様に、育成扶助（assistance éducative）、親権の取上げ（retrait de l'autorité parentale）の制度で対応するしかない。

[二] しかしながら、1996年7月5日の法律によって、例外的に、重大な理由で正当化される場合には、完全養子縁組の対象となっていた子の単純養子縁組が可能とされるに至っている（⇒360条）。なお、養親の死亡後に新しい養子縁組が可能であることについては⇒346条2項参照。

第2節 単純養子縁組（De l'adoption simple）

前節が完全養子縁組（adoption plénière）を規定するのに対し、本節は単純養子縁組（adoption simple）を規定する。ここでは、完全養子縁組の規定の多くが単純養子縁組にも適用される（⇒361条）とした上で、単純養子縁組に特有の規定を置く。たとえば、養子に関する要件では、単純養子縁組については完全養子縁組の場合と異なり養子に関する最高年齢の制約は存在しない（⇒360条）。単純養子縁組の効果は、養家族と実家族が併存することである。前者に関して、とりわけ養子と養親の間には、養子は養親の氏を取得し（⇒363条）、養親と養子は相互に扶養義務を負う（⇒367条）などの効果が発生する。しかし、養子と養親の家族との間には、近親婚の禁止が生じることがあるものの（⇒366条）、扶養義務は発生しない（養子は養親の直系尊属の遺留分権相続人の資格を有しない⇒368条の2）。後者に関して、「養子は元の家族にとどまり、かつ、そこにそのすべての権利、特に相続上の権利を保持する」（364条1項）が、実親の扶養義務は養親のそれに対して補充的であり（⇒367条）、親権は養

親によって行使される（⇒365条）。

第1款 求められる要件及び判決（Des conditions requises et du jugement）

第360条 ①単純養子縁組は、養子がいかなる年齢であっても許される。
 ②（1996年7月5日の法律第604号）《重大な理由で正当化される場合には、完全養子縁組の対象となった子の単純養子縁組は許される。》
 ③養子が（1993年1月8日の法律第22号）《13歳》以上である場合には、養子は、自ら養子縁組に同意しなければならない。
Art. 360 L'adoption simple est permise quel que soit l'âge de l'adopté.
 (L. n° 96-604 du 5 juill. 1996) «S'il est justifié de motifs graves, l'adoption simple d'un enfant ayant fait l'objet d'une adoption plénière est permise.»
 Si l'adopté est âgé de plus de (L. n° 93-22 du 8 janv. 1993) «treize ans», il doit consentir personnellement à l'adoption.

[一] 本条以下には、単純養子縁組についての規定が置かれる。単純養子縁組は、基本的には、次の点において完全養子縁組と異なる。①単純養子縁組は、血縁による家族との関係を切斷しない（⇒364条—完全養子縁組については⇒356条）、②単純養子縁組では、撤回（離縁）が可能である（⇒370条—完全養子縁組の撤回不可能性については⇒359条）。

[二] 本条は、単純養子縁組の成立要件、とりわけ養子に関する要件について規定する。単純養子縁組の養親に関する要件は、完全養子縁組のそれと同一である（⇒361条—完全養子縁組についての規定が単純養子縁組にも適用されることを規定する）。単純養子縁組も、夫婦縁組（adoption conjugale）に限定されず、個人縁組（adoption individuelle）も可能である（⇒343条、343条の1）。養親の最低年齢や婚姻期間についての要件も、同一である（⇒343条）。しかし、養子に関する要件については、完全養子縁組とは異なる単純養子縁組に特有の要件がある。本条1項によれば、完全養子縁組の場合と異なり、単純養子縁組においては、養子についての最高年齢の制約は存在しない。成年であれ、未成年であれ、すべての人が養子とされうるのである。また、単純養子縁組におい

ては、判決の前に養親の家庭に受け入れられてきたこと（⇒345条）は要求されない。

なお、原則として養親と養子の間に15歳以上の年齢差が必要であることは（⇒344条）、完全養子縁組と同じである。

[三] 完全養子縁組の撤回（離縁）不可能性（irrévocabilité）（⇒359条）は、完全養子縁組の養親がその養子を養子に出すことを禁止することをも意味するものと解された。しかし、完全養子縁組が失敗した場合（国際養子縁組の進展とともに増加した）に対応するために、1996年7月5日の法律は、「重大な理由で正当化される場合」には完全養子縁組の養子を新しい縁組（単純養子縁組に限定される）の対象とすることを認めるに至った。単純養子縁組の成立のためには「重大な理由」が必要であるが、判例は、養母と生活している（養父母の別居以降、養子の監護は養母に委ねられている）養子の養父の新しい妻による単純養子縁組を重大な理由がない（完全養子縁組が失敗であったとはいえない）として拒否する（Paris, 16 janv. 2003, RTDC. 2003, 280—単純養子縁組を認める判例には、Poitiers, 29 mai 2001, D. 2002, somm. 1874 などがある）。

[四] 破産院は、人工授精で生まれ父子関係のない自然子をその母と PACS（⇒515条の1以下）を締結している女性が単純養子縁組することを、養親が養子に関するすべての親権の権利を単独で授けられる（⇒365条）一方で、引き続き子を育てることを望んでいる生物学上の母がその固有の権利を奪われることを理由にして認めない（Civ. 1^{re}, 20 févr. 2007, D. 2007. 1047; JCP 2007. II. 10068）。

第361条 （1976年12月22日の法律第1179号）第343条から第344条，（2010年12月22日の法律第1609号）《第345条の最後の項，》第346条から350条，第353条，第353条の1，（2001年2月6日の法律第111号）《第353条の2》，第355条及び（2002年3月4日の法律第304号）《第357条の最後の二つの項》の規定は，単純養子縁組に適用されうる。

Art. 361 (L. n° 76-1179 du 22 déc. 1976) Les dispositions des articles 343 à 344, (L. n° 2010-1609 du 22 déc. 2010) «du dernier alinéa de l'article 345,

des articles» 346 à 350, 353, 353-1, (L. n° 2001-111 du 6 févr. 2001) «353-2,» 355 et (L. n° 2002-304 du 4 mars 2002) «des deux derniers alinéas de l'article 357» sont applicables à l'adoption simple.

本条は、本条に列挙される完全養子縁組に関する規定が単純養子縁組にも適用されることを規定する。

第362条 単純養子縁組を言い渡す判決は、それが既判力を生じる日から15日以内に、共和国検事の申請によって身分登録簿に記載し、又は謄記する。
Art. 362 Dans les quinze jours de la date à laquelle elle est passée en force de chose jugée, la décision prononçant l'adoption simple est mentionnée ou transcrite sur les registres de l'état civil à la requête du procureur de la République.

本条は、単純養子縁組の公示について規定する。単純養子縁組の場合には、完全養子縁組の場合（⇒354条）と異なり、元の出生証書を無効とはしない。

第2款 単純養子縁組の効果 (Des effets de l'adoption simple)

第363条 (1993年1月8日の法律第22号) ①単純養子縁組は、養子にその氏に付加して養親の氏を付与する。
② (2002年3月4日の法律第304号, 2003年6月18日の法律第516号) «養子及び養親、又はその一方が複合の氏を称するときは、養子に付与される氏は、それぞれにつき一つの氏を限度として、養親の氏の養子固有の氏への付加から生じる。その選択は、養親に属する。養親は、13歳以上の養子の同意を得なければならない。不一致の場合又は選択がない場合には、養子に付与される氏は、養子の最初の氏への養親の最初の氏の付加から生じる。»
③«夫婦の双方による養子縁組の場合には、養子の氏に付加される氏は、

養親の請求に基づき、それぞれにつき一つの氏を限度として、あるいは夫の氏あるいは妻の氏である。養親の間で一致がない場合には、夫の最初の氏である。養子が複合の氏を称する場合は、保存される氏の選択は、養親に属する。養親は、13歳以上の養子の同意を得なければならない。不一致の場合又は選択のない場合には、保持される養親の氏が養子の最初の氏に付加される。》

④ただし、裁判所は、養親の請求に基づき、養子が養親の氏しか称しないことを決定することができる。(2002年3月4日の法律第304号)《夫婦の双方による養子縁組の場合には、養子の氏に置き換えられる氏は、養親の選択により、あるいは夫の氏、あるいは妻の氏、あるいはそれぞれにつき一つだけの氏を限度として、かつ、夫婦によって選択された順序で結合された夫婦の氏でありうる。》この請求は、また、養子縁組の後にも提起されうる。養子が13歳以上の場合には、(2002年3月4日の法律第304号)《氏の》この置換えに対して養子が自ら同意することが必要である。

Art. 363 (L. n° 93-22 du 8 janv. 1993) L'adoption simple confère le nom de l'adoptant à l'adopté en l'ajoutant au nom de ce dernier.

(L. n° 2002-304 du 4 mars 2002; L. n° 2003-516 du 18 juin 2003) «Lorsque l'adopté et l'adoptant, ou l'un d'entre eux, portent un double nom de famille, le nom conféré à l'adopté résulte de l'adjonction du nom de l'adoptant à son propre nom, dans la limite d'un nom pour chacun d'eux. Le choix appartient à l'adoptant, qui doit recueillir le consentement de l'adopté âgé de plus de treize ans. En cas de désaccord ou à défaut de choix, le nom conféré à l'adopté résulte de l'adjonction du premier nom de l'adoptant au premier nom de l'adopté.

«En cas d'adoption par deux époux, le nom ajouté au nom de l'adopté est, à la demande des adoptants, soit celui du mari, soit celui de la femme, dans la limite d'un nom pour chacun d'eux et, à défaut d'accord entre eux, le premier nom du mari. Si l'adopté porte un double nom de famille, le choix du nom conservé appartient aux adoptants, qui doivent recueillir le consentement de

l'adopté âgé de plus de treize ans. En cas de désaccord ou à défaut de choix, le nom des adoptants retenu est ajouté au premier nom de l'adopté.»

Le tribunal peut, toutefois, à la demande de l'adoptant, décider que l'adopté ne portera que le nom de l'adoptant. (*L. n° 2002-304 du 4 mars 2002*) «En cas d'adoption par deux époux, le nom de famille substitué à celui de l'adopté peut, au choix des adoptants, être soit celui du mari, soit celui de la femme, soit les noms accolés des époux dans l'ordre choisi par eux et dans la limite d'un seul nom pour chacun d'eux.» Cette demande peut également être formée postérieurement à l'adoption. Si l'adopté est âgé de plus de treize ans, son consentement personnel à cette substitution (*L. n° 2002-304 du 4 mars 2002*) «du nom de famille» est nécessaire.

[一] 本条は、単純養子縁組の場合における養子の氏について規定する（完全養子縁組の場合における養子の氏については⇒357条）。本条1項は、養子の氏に養親の氏が付加される形が原則であることを規定する。

[二] 本条2項は、個人縁組の場合で、養子および養親、またはその一方が複合の氏を称しているときには、養子に付与される氏は、それぞれにつき1つの氏を限度として養子固有の氏を付加する形となることを規定する。したがって、養親の氏がA-Bで、養子固有の氏がY-Zである場合に、養子の氏は、Y-A、Y-B、Z-A、Z-B、（さらには、養親の氏を先に置くことが可能であるなら一判例はそれを認める）A-Y、A-Z、B-Y、またはB-Zが可能である。養親が、これらのうちから選択する。養子が13歳以上であれば、養子の同意が必要である。不一致または養親の選択がない場合には、上の例では、Y-Aとなる。なお、養親が婚姻している場合には、その配偶者の氏をも含め他の組合せも可能となる（⇒361条、357条4・5項）。

[三] 本条3項は、夫婦の双方による養子縁組の場合における養子の氏について規定する。たとえば、養子の固有の氏がY-Z、夫の氏がC-D、妻の氏がE-Fであるとすると、養子の氏は、Y-C、Y-D、Y-E、Y-F、Z-C、Z-D、Z-E、Z-F、（さらには、それぞれの順番が逆の）C-Y、D-Y、E-Y、F-Y、C-Z、D-Z、E-Z、F-Zから選択され

る。いかなる合意も得られなかった場合は、Y-Cとなる。

[四] 単純養子縁組における養子の氏は養子の固有の氏に養親の氏が付加される形が原則であるが(本条1項)、本条4項は、裁判所が養親の請求に基づき養子が養親の氏しか称しないことを決定できることを規定する。すなわち、付加(adjonction)ではなく、置換え(substitution)の形態も可能である。養子が13歳以上の場合には、この置換えに対する養子の同意が必要である。養子が成年の子を有するときには、その成年の子がこの置換えに同意しなければ、その成年の子に置換えは適用されない(61条の3参照)。なお、付加の場合には、養子が13歳以上であっても同意は不要である。

第363の1条 (2002年3月4日の法律第304号) ①第363条の規定は、養子の出生証書がフランスの当局によって保存されるときには、フランスにおいて単純養子縁組の効果を有する外国で適法に言い渡された養子縁組の対象である子に適用される。

②養親は、出生証書が保存されている地の共和国検事に送付される申述によって出生証書の更新の請求の際に、この条文によってそれらの者に開かれている選択を行う。

③選択された氏の記載は、子の出生証書において共和国検事の請求により行われる。

Art. 363-1 (*L. n° 2002-304 du 4 mars 2002*) Les dispositions de l'article 363 sont applicables à l'enfant ayant fait l'objet d'une adoption régulièrement prononcée à l'étranger ayant en France les effets d'une adoption simple, lorsque l'acte de naissance de l'adopté est conservé par une autorité française.

Les adoptants exercent l'option qui leur est ouverte par cet article par déclaration adressée au procureur de la République du lieu où l'acte de naissance est conservé à l'occasion de la demande de mise à jour de celui-ci.

La mention du nom choisi est portée à la diligence du procureur de la République dans l'acte de naissance de l'enfant.

本条は、前条の規定が「フランスにおいて単純養子縁組の効果を有する外国で適法に言い渡された養子縁組」の対象となった子に適用されることを規定する（「完全養子縁組の効果を有する養子縁組」の場合については⇒357条の1）。

第364条 ①養子は、その元の家族にとどまり、かつ、そこにそのすべての権利、特にその相続上の権利を保持する。

②本法典の第161条から第164条に定められる婚姻の禁止は、養子とその元の家族との間で適用される。

Art. 364 L'adopté reste dans sa famille d'origine et y conserve tous ses droits, notamment ses droits héréditaires.

Les prohibitions au mariage prévues aux articles 161 à 164 du présent code s'appliquent entre l'adopté et sa famille d'origine.

単純養子縁組は、単純養子縁組とは異なり、血縁による家族（famille par le sang）との関係を切斷しない。本条が規定するように、単純養子縁組の養子はその元の家族にとどまり、元の家族における相続権を保持する。また、元の家族の構成員との間に近親婚の禁止に関する規定が適用される。

第365条 ①養親のみが、養子に関して、養子の婚姻に同意する権利を含み、親権のすべての権利を授けられる。ただし、養親が養子の父又は母の配偶者である場合は、その限りでない。その場合には、養親がその配偶者と競合して親権を有する。（2002年3月4日の法律第305号）《その配偶者は、親権の共同行使を目的として大審裁判所の主任書記の面前で養親と共同の申述をする場合は別として、単独でその行使を保持する》。

②親権の権利は、（2002年3月4日の法律第305号）《本編の第9章第1節に定められる条件のもとに、》一人又は複数の養親によって行使される。

③（2002年3月4日の法律第305号）《未成年者の》法定管理及び後見の規則は、養子に適用される。

Art. 365 L'adoptant est seul investi à l'égard de l'adopté de tous les droits

d'autorité parentale, inclus celui de consentir au mariage de l'adopté, à moins qu'il ne soit le conjoint du père ou de la mère de l'adopté; dans ce cas, l'adoptant a l'autorité parentale concurremment avec son conjoint, (L. n° 2002-305 du 4 mars 2002) «lequel en conserve seul l'exercice, sous réserve d'une déclaration conjointe avec l'adoptant devant le greffier en chef du tribunal de grande instance aux fins d'un exercice en commun de cette autorité».

Les droits d'autorité parentale sont exercés par le ou les adoptants (L. n° 2002-305 du 4 mars 2002) «dans les conditions prévues par le chapitre I^{er} du titre IX du présent livre».

Les règles de l'administration légale et de la tutelle (L. n° 2002-305 du 4 mars 2002) «des mineurs» s'appliquent à l'adopté.

本条は、単純養子縁組の場合における親権について規定する。未成年の養子の親権に関しては、元の父母は親権のすべての権利を失い、養親が親権を行使する。したがって、元の父母は、養親によってとられた未成年子の教育に関する決定について争うことはできない。もっとも、配偶者の子を単純養子にする場合には、養親がその配偶者と競合して親権を有するが、その配偶者が単独で親権を行使する（親権の共同行使を目的として共同の申述がなされる場合は別である）。なお、子の母と PACS（⇒515条の1以下）を締結している女性がその子を単純養子とする事案につき、養親が養子に関するすべての親権の権利を単独で授けられる一方で、引き続き子を育てることを望んでいる生物学上の母がその固有の権利を奪われることを理由にして、破産院は単純養子縁組を認めない [⇒360条の解説（四）参照]。

元の父母が全面的に親権の権利を失っている以上、養親が死亡した場合には後見が開始し、元の父母の親権が回復することはない（本条3項）。

第366条 ①養子縁組から生じる血族関係は、養子の（1996年7月5日の法律第604号により削除）《籍出の》子に及ぶ。

②婚姻は、禁止される。

- 一 養親と、養子及びその直系卑属との間で
- 二 養子と養親の配偶者との間で、反対に、養親と養子の配偶者との間で
- 三 同一の者の養子の間で
- 四 養子と養親の子との間で

③ただし、前項第3号及び第4号に定められる婚姻の禁止は、重大な事由がある場合には、共和国大統領の免除によって解除されうる。

④（1976年12月22日の法律第1179号）《前項第2号に定められる婚姻の禁止は、姻族関係を創設した者が死亡したときには、同一の条件のもとに解除されうる。》

Art. 366 Le lien de parenté résultant de l'adoption s'étend aux enfants (*Abrogé par L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «*légitimes*» de l'adopté.

Le mariage est prohibé:

1° Entre l'adoptant, l'adopté et ses descendants;

2° Entre l'adopté et le conjoint de l'adoptant; réciproquement entre l'adoptant et le conjoint de l'adopté;

3° Entre les enfants adoptifs du même individu;

4° Entre l'adopté et les enfants de l'adoptant.

Néanmoins, les prohibitions au mariage portées aux 3° et 4° ci-dessus peuvent être levées par dispense du Président de la République, s'il y a des causes graves.

(*L. n° 76-1179 du 22 déc. 1976*) «La prohibition au mariage portée au 2° ci-dessus peut être levée dans les mêmes conditions lorsque la personne qui a créé l'alliance est décédée.»

本条1項は、単純養子縁組から生じる血族関係が養子の子に及ぶことを規定する。本条2項は、そこに規定される人の中で婚姻が禁止されることを規定する（養子と元の家族の構成員との間の近親婚の禁止に関しては⇒364条2項）。本条3・4項は、これらの婚姻の禁止が解除されることがあることを規定する。しかし、2項1号の婚姻禁止のみは、解除はありえない。

第367条 (2007年3月5日の法律第293号) 養子は、養親が必要である場合には、養親に対して扶養料の義務を負い、反対に、養親は、養子に対して扶養料の義務を負う。養子の父及び母は、養子が養親から扶養料を得ることができない場合にしか養子に扶養料を供与する責任を負わない。その父及び母に扶養料を供与する義務は、養子が国の被後見子として認められ、又は社会活動及び家族法典 L. 132条の6に規定される期間引き取られていたときには、養子にとっては消滅する。

Art. 367 (L. n° 2007-293 du 5 mars 2007) L'adopté doit des aliments à l'adoptant s'il est dans le besoin et, réciproquement, l'adoptant doit des aliments à l'adopté. Les père et mère de l'adopté ne sont tenus de lui fournir des aliments que s'il ne peut les obtenir de l'adoptant. L'obligation de fournir des aliments à ses père et mère cesse pour l'adopté dès lors qu'il a été admis en qualité de pupille de l'État ou pris en charge dans les délais prescrits à l'article L. 132-6 du code de l'action sociale et des familles.

本条は、単純養子縁組に関する扶養義務 (obligation alimentaire) について規定する。養子と養親との間には、相互に扶養義務がある。養子とその実親との間の扶養義務も存続する。しかし、実親は、養親が扶養義務を果たすことができない場合にのみ扶養義務を負うにとどまる。この意味で、実親の扶養義務は補助的 (subsidaire) である。

養子縁組から生じる血族関係は養子の子に及ぶ (⇒366条1項) から、相互の扶養義務は、養親と養子の子との間にも存在することになる。しかしながら、逆に、養子と養親の家族の構成員との間には扶養義務は存在しない。

第368条 (2002年3月4日の法律第305号) 《養子およびその直系卑属は、養親の家族において、第3編第1章第3節に定められる相続上の権利を有する。》

② (1996年7月5日の法律第604号) ただし、養子及びその直系卑属は、養親の直系尊属に関しては、遺留分権相続人の資格を有しない。

Art. 368 (L. n° 2002-305 du 4 mars 2002) «L'adopté et ses descendants ont, dans la famille de l'adoptant, les droits successoraux prévus au chapitre III du titre I^{er} du livre III.»

(L. n° 96-604 du 5 juill. 1996) L'adopté et ses descendants n'ont cependant pas la qualité d'héritier réservataire à l'égard des ascendants de l'adoptant.

本条は、養子の、養親の家族における相続権について規定する（養子の、元の家族における相続権については⇒364条1項）。養子は、養親の家族のなかで実子と同一の相続権を有する。養子の直系卑属も、同様に、養親の家族のなかで相続権を有する。

しかしながら、養子とその直系卑属は、養親の直系尊属に関しては、血族関係が存在しないので、遺留分権相続人の資格を有しない。

第368の1条 ①（2006年6月23日の法律第728号）《直系卑属及び生存配偶者が存在しない養子の相続においては、》養親によって贈与された、又はその相続において得た財産は、それらが養子の死亡の時になお現物で存在する場合には、負債を分担することを負担として、かつ第三者によって取得された権利を留保して、養親又はその直系卑属に復帰する。養子とその父及び母から無償で得た財産も、同様に、その父母又はその直系卑属に復帰する。

②養子の財産の残余は、元の家族と養親の家族との間で折半される。（2006年6月23日の法律第728号により削除）《ただし、相続財産の全体についての配偶者の権利は害されない。》

Art. 368-1 (L. n° 2006-728 du 23 juin 2006) «Dans la succession de l'adopté, à défaut de descendants et de conjoint survivant,» les biens donnés par l'adoptant ou recueillis dans sa succession retournent à l'adoptant ou à ses descendants, s'ils existent encore en nature lors du décès de l'adopté, à charge de contribuer aux dettes et sous réserve des droits acquis par les tiers. Les biens que l'adopté avait reçus à titre gratuit de ses père et mère retournent

pareillement à ces derniers ou à leurs descendants.

Le surplus des biens de l'adopté se divise par moitié entre la famille d'origine et la famille de l'adoptant (*Abrogé par L. n° 2006-728 du 23 juin 2006*) «, sans préjudice des droits du conjoint sur l'ensemble de la succession».

本条は、養子が直系卑属も配偶者もなく死亡した場合に、養親から贈与された財産または養親の相続で得た財産が養親またはその直系卑属に復帰することなどを規定する。

第369条 養子縁組は、その後の親子関係の確立にかかわらず、そのすべての効果を保持する。

Art. 369 L'adoption conserve tous ses effets, notwithstanding l'établissement ultérieur d'un lien de filiation.

単純養子縁組は、その後における子の実の親子関係の（認知、身分占有、裁判による）確立を妨げない。本条は、このような実親子関係の確立が養子縁組の効果に影響を及ぼさないことを規定する。

第370条 ①（1996年7月5日の法律第604号）《重大な理由で正当化される場合には、養子縁組は、養親若しくは養子の請求に基づき、又は養子が未成年であるときは検察官の請求に基づき、撤回されうる。》

②養親によってなされる撤回の請求は、養子が15歳以上の場合でなければ受理されえない。

③養子が未成年であるときは、血縁の父母、又は父母が存在しない場合は、いとこを含めてその親等までの元の家族の構成員の一人が、同様に、撤回を請求できる。

Art. 370 (*L. n° 96-604 du 5 juill. 1996*) «S'il est justifié de motifs graves, l'adoption peut être révoquée, à la demande de l'adoptant ou de l'adopté, ou, lorsque ce dernier est mineur, à celle du ministère public.»

La demande de révocation faite par l'adoptant n'est recevable que si l'adopté est âgé de plus de quinze ans.

Lorsque l'adopté est mineur, les père et mère par le sang ou, à leur défaut, un membre de la famille d'origine jusqu'au degré de cousin germain inclus, peuvent également demander la révocation.

[一] 本条は、単純養子縁組の撤回（離縁）（révocation）について規定する。完全養子縁組については撤回が不可能である（⇒359条）のに対し、単純養子縁組は撤回可能である。1804年のナポレオン法典の養子制度では撤回は不可能であったが、1923年6月19日の法律によって撤回が可能とされるに至った。

[二] 撤回は、養親（養親によって請求される場合には、養子が15歳以上でなければならない）または養子（養子が未成年者である場合には、実父母または元の家族の構成員が請求することができる—1996年7月5日の法律は、さらに検察官の請求によっても撤回が可能であるとした—）によって、大審裁判所に対して請求されることが必要である。

養親の相続人は、撤回を請求することはできない。もっとも、養親の相続人は、養親によって開始された手続を（手続中に養親が死亡した場合に）続行することができる（Civ. 1^{re}, 21 juin 1989, *Bull. civ. I*, n° 249）。

[三] 撤回を請求する者は、「重大な理由」の存在を証明しなければならない。養親による請求の場合には、養子の忘恩（ingratitude）、養子の不品行（mauvaise conduite）などがそれに当たるとされる。養親に対してなされる撤回の請求の場合には、養親が親としての義務を果たさないことが考えられる[しかし、このような場合には、親権の取上げ（retrait de l'autorité parentale）または育成扶助（assistance éducative）で対応することが優先されよう。親権の取上げについては⇒378条以下、育成扶助については⇒375条以下]。配偶者の子の養子縁組の場合における夫婦間の不和や離婚は、必ずしも撤回の十分な理由にはならないとされるが、離婚が子に重大な害を与える場合に撤回を認める判決がある（Limoges, 26 nov. 1992. *D.* 1994. 207）。

第370の1条 ①養子縁組を撤回する判決は、その理由を示さなければならない。

②その主文は、第362条に定められる条件に従って、出生証書、又は養子縁組判決の謄記の余白に記載される。

Art. 370-1 Le jugement révoquant l'adoption doit être motivé.

Son dispositif est mentionné en marge de l'acte de naissance ou de la transcription du jugement d'adoption, dans les conditions prévues à l'article 362.

本条は、養子縁組を撤回する判決にはその理由が示されなければならないこと（1項）、および養子縁組の撤回の公示（2項）について規定する。

第370の2条 撤回は、養子縁組のすべての効果を将来に向けて消滅させる。

Art. 370-2 La révocation fait cesser pour l'avenir tous les effets de l'adoption.

単純養子縁組の撤回には遡及効はなく、養子縁組の効力を将来に向けて消滅させるのみである。もっとも、撤回はその請求の日にその効力を発生させる。

撤回により、養子の氏は元に戻り、養子は養親に対するすべての権利を失う。養子が未成年者である場合には、養子は実親の親権に服することになる。

第3節 養親子関係に関する法律の抵触及び外国で言い渡された養子縁組のフランスでの効果 (Du conflit des lois relatives à la filiation adoptive et de l'effet en France des adoptions prononcées à l'étranger)

本節は、2001年2月6日の法律によって、民法典第1編第8章に追加された。本節には、国際養子縁組 (adoption internationale) に対応して、国際私法に関する規定が置かれている。近年、国際養子縁組は増加しており、2007年に完全養子縁組の対象となった3,964人の養子のうち、2,824人が国際養子縁組のケースである。外国の子の多数は、発展途上国（東南アジア、アフリカ、ラテンアメリカとくにハイチ）や旧東欧諸国から来ている。国際養子縁組においては、256(888) 法と政治 65巻3号 (2014年11月)

適用すべき法律の選択が必要となる。この法律の抵触の問題などについて、「養子縁組の要件は、養親の国内法に従う」（370条の3・1項）、「外国の未成年者の養子縁組は、その者の属人法がこの制度を禁止している場合には、言い渡されえない。この未成年者がフランスに生まれ、かつ常に居住している場合は、その限りではない」（370条の3・2項）、「フランスで言い渡される養子縁組の効果は、フランス法のそれである」（370条の4）、「外国で適法に言い渡された養子縁組は、フランスでは、それが先在する親子関係を完全なかつ撤回不可能な方法で断絶する場合には、完全養子縁組の効果を発生させる。そうでない場合には、それは単純養子縁組の効果を発生させる」（370条の5）などの規定が置かれている。⁽¹⁾

フランス養子法に関する邦文献（戦後のものに限定）

山本正憲「フランス養子法概説」岡山法経9号（1955年）、同「フランス養子法改正予備草案について」民商37巻2号（1958年）、谷口知平「フランス血縁断絶養子・準正養子」『親子法の研究』（有斐閣、1956年）、稲本洋之助「フランスの養子法」比較20号（1960年）、同「フランスの養子制度」ジュリ784号（1983年）、同「フランスの養子法」中川善之助・山島正男編『新版注釈民法（24）』（有斐閣、1994年）、中川文寿「養子縁組制度に関する改正法（フランス）」外国の立法29（1967年）、加藤高「フランスに於ける近代的養子制度の展開—完全養子縁組の系譜を中心にして—（その1）」広島商大論集【法文編】11巻1号（1970年）、同「フランスの親子法」中川善之助編『注釈民法（22）のII』（有斐閣、1972年）、同「フランス民法典公布前の養子縁組をめぐる諸問題（1）」修道法学9巻2号（1987年）、同「フランス革命下に見えた Adoption（養子縁組）についての一素描—1804年民法典制定後の養子判例を通して—」広島法学13巻4号（1990年）、仁平先磨「フランスにおける養子法」阪学1巻1=2号（1976年）、石川良雄「フランス判例における完全養子縁組の問題」判タ593号（1986年）、久貴忠彦「フランス・ドイツにおける養子法の発展」ケ研192号（1982年）、同「フランスにおける養子法の発展」戸籍524号（1987年）、塙陽子「フランスの養子」、「フランス養子法の改正」『家族法の諸問題（上）』（信山社、1993年）、中川高男『第二の自然—特別養子の光芒—』（一粒社、1986年）、同「フランスの養子法」養子と里親を考える会編『養子と里親—日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』（日本加除出版、2001年）、床谷文雄「西ドイツおよびフランスにおける養子制度の現状」家族と社会と法>6号（1990年）、菊池緑「フランスの養子縁組斡旋制度とその実態」湯沢雍彦編著『要保護児童養子斡旋の国際比較』（日本加除出版、2007年）、金子敬明「養子制度の利用実態」千葉25巻4号（2011年）、同「養子制度」大村敦志・河上正二・窪田充見・

(1) 第370条の3～第370条の5の注釈は省略する。

水野紀子編著『比較家族法研究—離婚・親子・親権を中心に—』（商事法務，2012年）など。

- * 同性婚を承認する2013年5月17日の法律第404号によって、民法典第1編第5章「婚姻」、第8章「養親子関係」などの幾つかの条文が改正されるに至った。本稿では、この改正に対応することができなかった。2013年の改正については、別稿での紹介・検討を予定している。